

第二十四回国会
衆議院

商工委員會會議錄第十八号

昭和三十一年三月十五日(木曜日)

午前十時五十八分開議

出席委員

委員長 神田 博君

理事小笠 公昭君 理事小平 久雄君

理事笹本 一雄君 理事長谷川四郎君

理事中崎 敏君

秋田 大助君 阿左美廣治君

内田 常雄君 大倉 三郎君

菅 太郎君 菅野和太郎君

椎名悦三郎君 篠田 弘作君

島村 一郎君 首藤 新八君

鈴木周次郎君 田中 角榮君

田中 龍夫君 野田 武夫君

淵上房太郎君 南 好雄君

森山 欽司君 山本 勝市君

伊藤卯四郎君 加藤 清二君

佐竹 新市君 多賀谷眞稔君

田中 武夫君 帆足 計君

松尾トシ子君

出席國務大臣 石橋 湛山君

出席産業大臣 齋藤 憲三君

出席府政委員 齋藤 憲三君

經濟企画政務次官 川野 芳滿君

通商産業政務次官 岩武 照彦君

通商産業事務官(大臣官房長) 板垣 修君

通商産業事務官(通商局長) 樋口 誠明君

通商産業事務官(通商局長) 樋口 誠明君

中小企業庁長官 佐久 洋君

委員外の出席者

農林事務官(農林 尾中 悟君)

經濟局經濟課長 日比野健兒君

通商産業事務官(通商局長) 日比野健兒君

水産課長

参考人(海外貿易 振興會専務理事) 長村 貞一君

専門員 越田 潜七君

三月十四日

離島振興法の一部を改正する法律案

(内閣提出第二二七号)

工業用水法案(内閣提出第二二八号)

中小企業振興資金助成法案(内閣提出第二二九号)

の審査を本委員会に付託された。

本日の會議に付した案件

特定物資輸入臨時措置法案(内閣提出第二二九号)

輸出保險法の一部を改正する法律案

(内閣提出第二二八号)

離島振興法の一部を改正する法律案

(内閣提出第二二七号)

工業用水法案(内閣提出第二二八号)

中小企業振興資金助成法案(内閣提出第二二九号)

出第一二九号)

○神田委員長 これより會議を開きます。

昨十四日本委員会に付託されました

工業用水法案及び中小企業振興資金助

成法案を順次議題となし、審議に入り

ます。まず逐次その趣旨の説明を求め

ます。川野通商産業政務次官。

工業用水法案

工業用水法

目次

第一章 總則(第一条・第二条)

第一類第九号 商工委員會會議錄第十八号 昭和三十一年三月十五日

第二章 井戸(第三条・第十四条)

第三章 工業用水審議會(第十五

条・第二十一条)

第四章 雜則(第二十二條・第二

十七條)

第五章 罰則(第二十八條・第三

十條)

附則

第一章 總則

(目的)

第一条 この法律は、特定の地域に

ついて、工業用水の合理的な供給

を確保するとともに、地下水の水

源の保全を図り、もつてその地域

における工業の健全な発達に寄与

し、あわせて地盤の沈下の防止に

資することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律で「井戸」とは、動

力を用いて地下水(温泉法(昭和二

十三年法律第百二十五号)による

温泉を除く。以下同じ。)を採取す

るための施設であつて、揚水機の

吐出口の断面積(吐出口が二以上

あるときは、その断面積の合計。

以下同じ。)が二十一平方センチ

メートルをこえるもの(河川法(明

治二十九年法律第七十一号)によ

る河川及び河川附近の土地の区域

内のものを除く。)をいう。

2 この法律で「工業」とは、製造業

(物品の加工修理業を含む)、電

気供給業及びガス供給業をいう。

第二章 井戸

第三条 政令で定める地域(以下指

定地域)という。内の井戸により

地下水を採取してこれを工業の用

に供しようとする者は、井戸ごと

に、そのストレーナーの位置及び

揚水機の吐出口の断面積を定め

て、通商産業大臣の許可を受けな

ければならない。

2 前項の政令は、地下水を工業の

用に供するため採取したことによ

り、地下水の水位が異常に低下

し、塩水若しくは汚水が地下水の

水源に混入し、又は地盤が沈下し

ている一定の地域について、その

地域において工業の用に供すべき

水の量がきつめて大であり、地下

水の水源の保全を図るためにはそ

の合理的な利用を確保する必要が

あり、かつ、その地域に工業用水

道がすでに布設され、又は一年以

内にその布設の工事が開始される

見込がある場合に定めるものとし

る。

3 通商産業大臣及び建設大臣は、

第一項の政令の制定又は改廃の立

案をしようとするときは、その政

令の制定又は改廃により、指定地

域となり、又は指定地域でなくな

る地域を管轄する都道府県知事及

び市町村長の意見をきかなければ

ならない。

(許可の申請)

第四条 前条第一項の許可を受けよ

うとする者は、次の事項を記載し

なければならぬ。

一 氏名又は名称及び住所並びに

法人にあつてはその代表者の氏

名及び住所

二 井戸の設置の場所

三 井戸のストレーナーの位置及

び揚水機の吐出口の断面積

2 前項の申請書には、井戸の設置

の場所を示す図面その他通商産業

省令で定める書類を添附しなけれ

ばならない。

(許可の基準)

第五条 通商産業大臣は、第三条第

一項の許可の申請に係る井戸のス

トレーナーの位置及び揚水機の吐

出口の断面積が通商産業省令で定

める技術上の基準に適合している

と認めるときは、許可をしなけれ

ばならない。

2 通商産業大臣は、前項に規定す

る場合のほか、第三条第一項の許

可の申請に係る井戸により地下水

を採取することがその指定地域に

おける地下水の水源の合理的な利

用に著しい支障を及ぼすおそれ

がない場合において、その井戸によ

り採取する地下水をその用に供す

ることがその工業の遂行上必要

かつ適當であつて、他の水源をも

つて代えることが著しく困難なとき

は、許可をすることができぬ。

3 通商産業大臣は、第一項の通商

産業省令の制定又は改廃を行おう

とするときは、大蔵大臣、厚生大

臣、農林大臣、運輸大臣及び建設

大臣に協議しなければならない。

(経過措置)

第六条 一の地域が指定地域となつた際にその地域内の井戸により地下水を採取してこれを工業の用に供している者は、その井戸について、そのストレーナーの位置及び揚水機の吐出口の断面積により、第三条第一項の許可を受けたものとみなす。

2 前項の規定により第三条第一項の許可を受けたものとみなされた者は、その地域が指定地域となつた日から一月以内に、第四条第一項各号の事項を記載した届出書を通商産業大臣に提出しなければならない。

3 前項の届出書には、井戸の設置の場所を示す図面その他通商産業省令で定める書類を添附しなければならない。

(変更の許可)

第七条 第三条第一項の許可を受けた者(以下「使用者」という)は、同項の許可を受けた井戸(以下「許可井戸」という)のストレーナーの位置を許可を受けた位置より浅くし、又はその揚水機の吐出口の断面積を許可を受けた断面積より大きくしようとするときは、通商産業大臣の許可を受けなければならない。

2 第五条第一項及び第二項の規定は、前項の許可に準用する。

(許可の準用)

第八条 第五条第二項(前条第二項において準用する場合を含む)の規定によつてする第三条第一項又は前条第一項の許可には、条件を

附することができる。

2 前項の条件は、指定地域における地下水の水源の合理的な利用を図り、又は許可に係る事項の確実な実施を図るため必要な最少限度のものに限り、かつ、その使用者に不当な義務を課することとなるものであつてはならない。

(氏名等の変更の届出)

第九条 使用者は、その氏名又は名称及び住所に変更があつたときは、遅滞なく、その旨を通商産業大臣に届け出なければならない。

(許可の承継)

第十条 許可井戸を譲り受け、又は借り受けて、これにより地下水を採取してこれを工業の用に供する者は、その許可井戸に係る使用者の地位を承継する。

2 使用者については、相続又は合併があつたときは、相続人又は合併後存続する法人若しくは合併により設立した法人は、使用者の地位を承継する。

3 前二項の規定により使用者の地位を承継した者は、遅滞なく、その旨を通商産業大臣に届け出なければならない。

(廃止の届出)

第十一条 使用者は、次の場合は、遅滞なく、その旨を通商産業大臣に届け出なければならない。

一 許可井戸により地下水を採取すること又はこれにより採取する地下水を工業の用に供することを廃止したとき。

二 許可井戸の揚水機を動力によらないものとし、又はその吐出口の断面積を二十一平方センチ

メートル以下としたとき。

三 前二号の場合のほか、許可井戸を廃止したとき。

(許可の失効)

第十二条 使用者がその許可井戸につき前条各号の一に該当するに至つたときは、その許可井戸に係る第三条第一項の許可は、その効力を失う。

(許可の取消等)

第十三条 通商産業大臣は、使用者が第七条第一項の規定により許可を受けなければならない事項を許可を受けないでしたとき、又は第八条第一項の条件に違反したときは、第三条第一項の許可を取り消し、又は一年以内の期間を定めて許可井戸により地下水を採取してこれを工業の用に供することを停止すべき旨を命ずることができ

(使用者に対する指示)

第十四条 通商産業大臣は、指定地域における地下水の水源の合理的な利用を確保するため特に必要があると認めるときは、使用者に対し、工業用水道の利用、地下水の使用方法的改善その他の方法を示して、許可井戸による地下水の採取量を減少すべき旨を指示することができる。

第三章 工業用水審議会

(設置)

第十五条 通商産業省に、工業用水審議会を置く。

(権限)

第十六条 工業用水審議会(以下「議審会」という)は、通商産業大臣の諮問に応じ、工業用水に関する

重要事項を調査審議する。

(組織)

第十七条 審議会は、委員十六人以上で組織する。

2 専門の事項を調査させるため、審議会に専門委員を置くことができる。

第十八条 委員及び専門委員は、関係行政機関の職員及び工業用水に

関し学識経験のある者のうちから、通商産業大臣が任命する。

2 通商産業大臣は、委員のうち一人を会長として指名し、会務を総理させる。

(任期)

第十九条 学識経験のある者のうちから任命された委員の任期は、二年とする。

(勤務)

第二十条 委員及び専門委員は、非常勤とする。

(省令への委任)

第二十一条 この章に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、通商産業省令で定める。

第四章 雑則

(土地の立入)

第二十二条 通商産業大臣又は建設大臣は、この法律を施行するため地下水の水源又は地盤の状況に関する測量又は実地調査を行う必要があるときは、その職員に他人の土地に立ち入らせることができる。

2 通商産業大臣又は建設大臣は、前項の規定によりその職員に他人の土地に立ち入らせようとするときは、立入の日前五日前までに、その旨を土地の占有者に通知しな

ければならない。

3 第一項の規定により他人の土地に立ち入る職員は、立入の際あらかじめその旨を土地の占有者に告げなければならない。

4 日出前又は日没後においては、土地の占有者の承諾があつた場合を除き、第一項の規定による立入をしてはならない。

5 第一項の規定により他人の土地に立ち入る職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人に提示しなければならない。

6 国は、第一項の規定による立入によつて損失を生じたときは、損失を受けた者に対し、これを補償しなければならない。

第二十三条 土地の占有者は、正当な理由がなければ、前条第一項の規定による立入を拒み、又は妨げてはならない。

(報告の徴収)

第二十四条 通商産業大臣は、指定地域における地下水の水源の合理的な利用を確保するために必要な限度において、政令で定めるところにより、使用者に対し、その許可井戸の構造及び使用の状況に関し報告をさせることができる。

(立入検査)

第二十五条 通商産業大臣は、指定地域における地下水の水源の合理的な利用を確保するために必要な限度において、その職員に、許可井戸の設置の場所又は許可井戸に係る使用者の工場若しくは事業場に立ち入り、許可井戸その他の物件を検査させることができる。

2 前項の規定により立入検査をす

る職員は、その身分を示す証明書
を携帯し、関係人に提示しなけれ
ばならない。

3 第一項の規定による立入検査
の権限は、犯罪捜査のために認め
られたものと解釈してはならな
い。

(聴聞)

第二十六条 通商産業大臣は、第
三条の規定による処分をしよう
とするときは、その処分に係る使用
者に対し、相当な期間において予
告をした上、公開による聴聞を行
わなければならない。

2 前項の予告においては、期日、
場所及び事案の内容を示さなけれ
ばならない。

3 聴聞に際しては、その処分に係
る使用者及び利害関係人に対し、
その事案について証拠を提示し、
意見を述べる機会を与えなければ
ならない。

(異議の申立)

第二十七条 この法律の規定による
通商産業大臣の処分に対し不服の
ある者は、その旨を記載した書面
をもつて、通商産業大臣に異議の
申立をすることができる。

2 通商産業大臣は、前項の異議の
申立があつたときは、前条の例に
より公開による聴聞をした後、文
書をもつて決定をし、その写を異
議の申立をした者に送付しなけれ
ばならない。

第五章 罰則

第二十八条 次の各号の一に該当す
る者は、一年以下の懲役又は十
万円以下の罰金に処する。

一 第三条第一項の許可を受けな

いで指定地域内の井戸により地
下水を採取してこれを工業の用
に供した者

二 第十三条の規定による命令に
違反した者

第二十九条 次の各号の一に該当す
る者は、三万円以下の罰金に処す
る。

一 第六条第二項の届出書を提出
せず、又は虚偽の届出書を提出
した者

二 第九条、第十条第三項又は第
十一条の規定による届出をせ
ず、又は虚偽の届出をした者

三 第二十三条の規定に違反して
第二十二條第一項の規定による
立入を拒み、又は妨けた者

四 第二十四条の規定による報告

第二十五条第一項の表中

重要事項を調査審議すること。

重要事項を調査審議すること。
重要事項を調査審議すること。

中小企業振興資金助成法案

中小企業振興資金助成法案

(目的)

第一条 この法律は、中小企業等協
同組合の施設及び中小企業者の経
営の合理化のための設備の設置に
必要な資金の貸付を行う都道府県
に対し補助金を交付することに
よる、中小企業等協同組合の活動
を盛んにするとともに中小企業の合

をせず、又は虚偽の報告をした
者

五 第二十五条第一項の規定によ
る検査を拒み、妨げ、又は忌避
した者

第三十条 法人の代表者又は法人若
しくは人の代理人、使用人その他
の従業者が、その法人又は人の業
務に關し、前二条の違反行為をし
たときは、行為者を罰するほか、
その法人又は人に対して各本条の
罰金を科する。

附 則

1 この法律は、公布の日から施行
する。

2 通商産業省設置法(昭和二十七
年法律第二百七十五号)の一部を
次のように改正する。

産業合理化審議会

産業合理化審議会

産業合理化審議会

産業合理化審議会

産業合理化審議会

産業合理化審議会

産業合理化審議会

産業合理化審議会

産業合理化審議会

産業合理化審議会

産業合理化審議会

産業合理化審議会

産業合理化審議会

産業合理化審議会

産業合理化審議会

産業合理化審議会

又は第二号に掲げる資金の貸付を受けて設置した施設であつて政令で定める用途に供されるものの利用が利益を生じなくなつたとき。

(貸付事業)

第九号 都道府県は、借主が支払期日までに貸付金を償還せず、又は第七号の規定による請求を受けた金額を支払わなかつたときは、支払期日の翌日から支払の日までの日数に應じその延滞した額百円につき一日三銭の割合で計算した違約金を支払うべきことを請求することができる。

(特別会計)

第十号 都道府県は、特別会計を設置して第三号第一項に規定する事業の経理を行わなければならない。

2 前項の特別会計(以下「特別会計」という。)においては、一般会計からの繰入金、第三号第一項の規定による補助金、償還金(第七号の規定による請求に係る償還金及び前条の違約金を含む。)及び附属雑収入をもつてその歳入とし、貸付金及び第十三号の規定による納付金その他の諸費をもつてその歳出とする。

(補助金の額)
第十一号 国が第三号第一項の規定により交付する補助金の額は、都道府県が貸付金の財源に充てるため一般会計から特別会計に繰り入れる金額と同額以内とする。

(事業計画)
第十二号 都道府県は、第三号第一項の規定により補助金の交付を受ける

けた後は、毎年度、通商産業大臣があらかじめ定める基準に従つて同項に規定する事業に関する事業計画を作成しなければならない。

2 都道府県は、前項の事業計画にやらなければ、第三号第一項に規定する事業を行つてはならない。

(貸付事業の廃止)

第十三号 都道府県は、第三号第一項に規定する事業を廃止したときは、政令で定めるところにより、貸付金の未貸付額及びその後において支払を受ける貸付金の償還額の合計額に、同項の規定による補助金の額及びその都道府県が貸付金の財源に充てるため一般会計から特別会計に繰り入れた金額の合計額に対する同項の規定による補助金の額の割合を乗じて得た額の全部又は一部を国に納付しなければならない。

附則

(施行期日)
第一条 この法律は、昭和三十一年四月一日から施行する。ただし、附則第二条及び第三条の規定は、昭和三十一年四月一日から施行する。

(経過措置)
第二条 都道府県は、第三号第一項の規定による補助金の交付を受けたときは、国が昭和二十二年程度から昭和二十八年程度までに共同施設の設置のための補助金であつて政令で定めるものを交付した者に対して有する債権を承継するものとする。

2 都道府県は、前項の規定により

承継した債権に係る債務を免除しようとするときは、政令で定めるところにより、通商産業大臣の承認を受けなければならない。

3 第一項の規定により承継した債権に係る収入金は、第三号第一項の規定による補助金とみなして第十号第二項及び第十三号の規定を適用する。

第三条 都道府県が第三号第一項の規定による補助金の交付を受けたときは、国が昭和二十九年程度及び昭和三十年程度において中小企業等協同組合の共同施設の設置及び中小企業の設備の近代化のために交付した補助金に係るその都道府県の国に対する義務は、免除されたものとなるものとする。ただし、通商産業大臣は、道府県がその補助金の交付の条件に違反したときは、その補助金の返還を命ずることができる。

2 第八号の規定は、道府県が前項に規定する昭和二十九年程度及び昭和三十年程度における国からの補助金を財源の一部として交付した資金に係る債務を免除しようとする場合に準用する。

3 第一項に規定する昭和二十九年程度及び昭和三十年程度における国からの補助金を財源の一部として交付した資金に係る収入金は、特別会計の歳入とする。

4 前項に規定する収入金は、政令で定めるところにより、二の部分に分けてそれぞれ第三号第一項の規定による補助金及び道府県が貸付金の財源に充てるため一般会計から特別会計に繰り入れた金額と

みなして第十三号の規定を適用する。

○川野政府委員 たいま議題となりました工業用水法案につきまして提案の理由を御説明申し上げます。

わが国経済の自立を達成するためには、産業基盤の育成強化をはかり、産業の国際競争力を高めなければならないことは、あらためて申し上げるまでもありませんが、このためには、個々の企業の合理化にとどまらず、道路、港湾、用水、用地等の産業の立地条件を総合的に整備することが必要であり、政府といたしましては、経済自立五カ年計画におきましても特にこの点を重視している次第であります。これらの産業立地条件のうちでも、工業用水は、原材料、動力と並んで工業生産上不可欠のものでありまして、豊富低廉な用水の確保は、産業発展上きわめて重要な意味を有するものであります。しかしながら、工業用水につきましましては、従来ほとんど積極的な対策が講ぜられなかつたため、用水事情は次第に悪化し、特に工場密集地域では、地下水の過度くみ上げにより、水源枯渇、塩水混入、地盤沈下等の事態が生じ、工業生産の維持発展の上に重大な障害となつておる現状にあります。

このような事態にかんがみ、至急この対策を講ずることを痛感しまして、このたび通商産業省といたしましては、工業地帯における産業立地条件整備の総合的施策の一環として、この対策を講ずることとし、工業用水道の布設を促進し、豊富低廉な工業用水の確保をはかるため、工業用水道の布設について、昭和三十一年度予算案に一億

八千万円の工業用水道布設事業補助金を計上して、これに要する費用の四分の一の国庫補助を行う等必要な助成措置をとることとしたしておりますのでありますが、さらに、これと表裏一体の関係におきまして、地下水の過度くみ上げを防止し、工業用水の重要な水源である地下水の水源の保全をはかるため、本法案を立案し、これにより工業の健全な発達に寄与するとともに、あわせて地盤の沈下の防止に資することとした次第であります。

本法案のおもなる内容は、次の通りであります。

第一に、工業用地下水の過度くみ上げによる水源枯渇等の弊害が著しく現われている重要な工業地域を政令で指定し、その地域において新たに一定の規模以上の井戸により工業用水を採取する場合には、通商産業大臣の許可を要することとしたいたしました。地域の指定に際しましては、代替水源としての工業用水道の布設の状況及び計画を考慮することとし、企業活動に不当な圧迫を加えることのないよう十分配慮することとしたしておりますが、なお事前に関係都道府県知事及び市町村長の意見を聞くのはもちろん、工業用水に関する重要事項を調査審議するため通商産業省に設けることとしたいたしました工業用水審議会の意見を聞くこととしたしております。

第二に、新設の井戸の許可につきましては、その深さ及び規模が、指定地域ごと地下水の水源の状況等を考慮して定める一定の基準に適合する場合に許可することとし、その基準に適合しない場合には、この基準に適合しない場合におきましても、工業生産上の必要性等を勘

案いたしました。特に必要かつ適当と認められる場合におきましては、地下水の水源の合理的利用に著しい支障がない限り、許可をすることといたしております。

第三に、指定地域における既存の井戸につきましても、地下水の水源の合理的な利用のため特に必要があると認めるときは、通商産業大臣は、工業用水道への転換、地下水の使用の合理化等について適切な指示をすることができるといたしました。

以上がこの法律案を提出する理由であります。何とぞ、慎重御審議の上、御賛同あらんことを切望いたす次第であります。

次に中小企業振興資金助成法案につきまして提案の理由と法案の概要を御説明申し上げます。

協同組合制度がわが国の中小企業対策として最も基本的な制度の一つであることは、あらためて申すまでもないことではあります。なかんずく生産、加工、検査、試験、輸送、保管等のために共同の設備を設け、組合員の経営の合理化をはかることは、中小企業の育成、振興上最も有効な方法であります。政府は、昭和二十二年年度以来、都道府県と協力し、これらの共同施設に対して補助金を交付し、または無利子の資金を貸与する方策を講じまして現在相当の成果を上げて参つたのであります。

また、わが国の経済的自立を達成するために、工業の一般水準を向上させ、国際競争に対処する方策を講ずることは目下の産業政策の基本方針であります。これらの最も基礎となるべき中小企業者は、遺憾ながら戦後は

ことに資力、信用が薄弱となっておりますために、自力で旧式設備を更新することがきわめて困難な状況であります。よって政府におきましては金融上の援助その他諸般の施策によって、これらの隘路の打開に努めますとともに、昭和二十九年年度以来都道府県の実施いたします中小企業の設備近代化のための融資制度に対し、重点的にその経費の半額を無利子で貸与し、これを強力に援助する措置を行なってきた次第であります。

以上は従来政府が実施して参りました共同施設の設置奨励及び中小企業の設備近代化促進のための措置の概要であります。現行制度はいずれも都道府県に対し国庫が資金を貸与する制度でありまして、対象となる件数もようやく多きを加え、管理、回収も長年月にわたる関係上、今回この制度の根拠を法定し、責任分野を明らかにするとともに、制度を一そう拡充整備して資金の反復利用を可能ならしめ、かつ国の産業政策上の方針と産業の地域的の特性との調整をはかることによつて、本制度の効果を最高度に発揮せしめる方策を講ずることとした次第であります。

本法案は中小企業等協同組合の共同施設及び中小企業の経営の合理化のための設備を設置するに必要な資金の貸付を行うために、都道府県ごとに特別会計を設けさせ、国は都道府県がこの特別会計分として負担する金額と同額以内の補助金をこれに交付し、両者をあわせて一つの特別会計として回転運用せしめることを骨子とするものであります。特別会計の存続する限り、国は都道府県ごとに適当と認める

金額に達するまで補助金を与えていくものであります。なお、昭和三十年年度までの間に政府の支出いたしました補助金及び貸付金の回収分もその都道府県の特別会計に繰り入れさせることにいたしました。

以上のほか、特別会計についての基礎的規程、組合または中小企業者に対する貸付の限度、条件、貸付に関する都道府県の事業計画についての規定等を設けておりますが、細部につきましては次の機会にあらためて詳細に御説明申し上げることといたしたいと存じます。

何とぞ十分御審議の上可決せられま

すようお願い申し上げます。

○神田委員長 以上二件についての質疑は後日に行うことにいたします。

○神田委員長 特定物資輸入臨時措置法案を議題とし、審査を進めます。質疑を継続する前に委員諸君に申し上げますが、昨日の本委員会に申し上げました参考人、海外貿易振興会専務理事、長村貞一君が出席されておりますので、主として長村参考人に対する質疑を進めていただきたいと思います。それでは質疑を許します。中崎敏君。

○中崎委員 私はこの法案に對しまして、通産大臣と農林大臣に主として質問をしたいのであります。従いまして本日出ております参考人に対しましてあまり突込んだ質問をするという意図はありません。ただきのう質問の過程において、たまたまジェトロの方の意見を聞きたいという問題が起りましたので、その問題に限って一応お聞きしてみたいと思うのです。

そこで政府の方では、最初今回のバナナの輸入について、一かご当り千八百十七円の差益の収納を予定しておいたようでありまして、入札の結果によりますと、平均四千八百八十六円の差益金となつて現れておるやうであります。その間二千三百円ばかりの差益が余分に出てきておるわけでありまして、それを含めてこれは一応ジェトロの収入になると思う、いわば予定外の収入だとも見られると思うのであります。これは一体どういふふうな処理をされることになつておるのかをお聞きしたい。

○長村参考人 お答え申し上げます。

ただいまお尋ねのございましたバナナの差益金の収入でございますが、集まりました差益金の全額をそのまま普通の収入と全く区別いたしまして、そのまゝの状態を保管してあるわけでありまして、ただいままだ単に保管中という状態でございます。これは性質上一応お預かりはいたしておりますけれども、ジェトロ本来の収入ではございませんので、これをどういふふうにいたしますか、その後の政府側の御指示を待つておる、かような状態でございます。

○中崎委員 これは二十九年年度までとつてこられた方法とにちみ合せて考へてみたときに、財政法的にも多少問題があるのではないかと思うのであります。これはいづれ政府の方に対してあらためて質問することといたします。

従前の人たちに言わせれば、従前の実績者がもう完全にオミットを食つた、シャット・アウトされたということになつておるやうであります。そのうちで全芭連が、一括どの程度であるかまだきのうははっきりしなかつたのであります。これは七億四千万円という金額のようでありまして、あるいはその価額が差益金を越えたもので、そこからははつきりしないのであります。その内容と、それからこの金額がどの範囲において——七億四千万という金額が、これは三和銀行の保証によつたものだといふのであります。これが一口にまとめられておるものかどうか、だれを対象にして三和銀行が保証をしたのか、そうしたことの経緯について一つ御説明をお願いしたいと思います。

○長村参考人 ただいまのお尋ねは、先般入札をいたしましたときの差益金についての御尋ねだろうと思ひます。そのつもりでお答えいたします。

落札いたしましたものの中で、いわゆる全芭連関係の差益金につきましては、差益金をとりまとめまして全芭連の福田会長が三和銀行及び東海銀行の銀行保証のあります約手差益金を納入しておられるわけでありまして、その金額が六億七千六百九十八万一千円、これが、全芭連の福田会長名義でとりまとめまして三和銀行及び東海銀行の銀行保証によりまして手形、これで納入されておるわけでございます。

○中崎委員 今回の落札の結果、今全芭連の福田君の名前において発行した手形に對して、三和並びに東海銀行が

ら二通——各一通と思うのであります
が、それによって保証された手形が合
計六億七千六百万余円、こういうこと
になるわけでありませう。

○長村参考人 金額は申しました通り
六億七千六百万九千八百一十円でありま
すが、手形の枚数といひますか、これ
は七枚でございます。名義はいずれも
福田会長の名前でございます。

○中崎委員 そうしますと、これは今
度の落札の結果、これ以外の差益金が
納められておるのか、あるいは今回の
落札の全部であるのかをお聞きしたい
のであります。

○長村参考人 今回落札の差益金の全
部でございます。今申しましたのは、
そのうちの福田金芭連会長の名義
の手形だけを申し上げたのでありま
す。

○中崎委員 そのほか……
○長村参考人 そのほか全部の金額で
ございませう。

○中崎委員 こまかいことはいいで
す、たとえば大体それに次いで大きい
もの、金額的にはこうだとかいうふう
な程度の何らかの代表的なものだけを
そのほか何口とかいうことではないと思
うのです。

○長村参考人 金芭連の分がたゞいま
申しました金額でございますが、その
ほか突は個々の手形の名義人をここに
持っておりますので詳しいことは何
でございませうけれども、金額にいたし
ますと、そのほか総計で二億八千九百
九十二万三千円ばかりでございます。
これが幾つかの手形に分れて入って
おるわけでありませう。

○中崎委員 わかりました。
そこで、この金芭連の福田氏の名前

において入れられました差益金であり
ますが、将来これが今度は荷物の引き
取りをやることになると思うのであり
ますが、入札者はこれだけではない。
福田君のは六億七千六百万で七枚分の
手形でありますが、対象は一人になっ
ておると思うのであります。しかし突
際においては入札者は——このメン
バーは二百何十名ですが、そのほかメ
ンバー外の方からも集められたものが
あるかどうかをお聞きしたいのであり
ます。

○長村参考人 今の福田氏名義の約手
は、落札者の人数にいたしまして二百
六十七名分に当ります。

○中崎委員 そうしますと、福田君の
名前において入れられました差益金
は、加盟のメンバーだけのものでは
ない、あるいはメンバー外の業者、加
工業者のものも含まれておるのかどう
かはつきりしないのでありますが、そ
このところはどうか。

○長村参考人 一々の加盟者がメン
バーでありますか、どうかは、ちよつと
今調べておりませうけれども、金芭連
の会員が何名でありましたか、それを
差し引きますれば、数としては出ると
思いますが、一々名前を当ててみない
とわかりませう。

○中崎委員 私の聞きましたところ
によりますと、何だか金芭連で一応入札
された、しかしその権利を買い集めて
いるというのを聞いておりますので、
そこらの事情が実は知りたいた、こ
ういう質問をやっておる一つの目的も
そこにあるのです。そうすると、メン
バーもお調べになっていないというこ
とは、そこらの関係がどういふふう
になっておるかということも、はつきり

してないし解釈していいんでしやう
か。言いかえしますと、金芭連のメン
バーが、かりに二百八十名にして、そ
の中で二百六十七名が持ってきたとし
ても、あるいはそのメンバー外の者も
二百六十七名の中にあり得るというこ
とは、理論的に推察し得るものなん
ですが、そこらの関係は一体どういふ
うになるのでしょうか。

○長村参考人 その点は金芭連の会員
のうち、どの方とどの方がまとまっ
ておりますか、あるいは会員外のどの
方がまとまっておりますか、ただいま
申しましたように、会員別、非会員別
の調べをしておりませうので、ただい
まちよつと答えたいしかねます。

○中崎委員 それでは、その点はその
程度にしますが、大体今発表になった
数字、約六億七千六百万、片方関係外
といひますか、それが二億八千九百万
といふことでありまして、約七〇何%
金芭連の側において、一応扱いをす
るものではないかと想像できるのであ
りますが、こうなると市場の独占に近
いような形になるおそれがある。言
いかえしますと、売り惜しみ等のことも含
めて、市場の独占されるようなおそれ
があるのじゃないかと思ふのでありま
すが、これらの点については、どうい
う配慮を払われておられるかをお聞き
したいのであります。

○長村参考人 私どもの方で取りま
とめたのは、入札事務でございます。
政府の御指示に従ひまして入札を
行いました自然の結果をそのまゝ取
りまゝとめただけでございますので、市
場に及ぼします影響その他のことにつ
きましては、私の方としては格別の
ことを考へに入れていないわけであ
ります。

○佐竹(新)委員 関連して。ただいま
お答えになりました三和銀行と東海銀
行との保証手形について、三和銀行の
保証手形が何枚、東海銀行の保証手形
が何通、金額は何枚、これをお聞きし
たい。

○長村参考人 七枚のうちどれが三
和の保証で、どれが東海の保証でござ
いませうか、ちよつと今調べを持って
ございませうから、御必要でございます
れば、調べましてお答えいたします。

○佐竹(新)委員 資料として必要な
ので、三和銀行と東海銀行と、保証手形
の金額を知らしていただきたいと思
ひます。

○長村参考人 承知いたしました。
○神田委員 長村参考人には、お忙
しいところおいでいただきまして、大
へん御苦勞さまでございました。一同
にかわりまして御礼申し上げます。

この際お諮りいたします。昨日の本
委員会における参考人との質疑応答
中、削除することが適当と認められる
言辭があつたようでありまして、理事
会の申し合せにより委員長において速
記録を取調べの上善処したいと存じま
すが、御異議ありませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり」
○神田委員長 御異議なしと認め、さ
よう決定いたします。

それでは大臣が見えましたから、中
崎委員。それでは大臣が見えましたから、中
崎委員。特定物資輸入に関する特
別措置の法案でありますが、その中で
バナナの輸入に関する問題は従前から
相当にいろいろ問題があるようであ
ります。

(委員長退席、小平(久)委員長代
理着席)

国民の中には何らかの切れないとい
いますか、不明朗であるといひます
か、そういう感じを持っている者が相
当に多いということは言えると思ふの
であります。そうしてまた今回のこの
入札の措置につきましても、また今度
別の角度から相当に不明朗であるとい
うふうな印象を持つ向きが多いように
思ふ。そこでこのうままでの過程にお
いて、関係参考人などと呼んでいろいろ
意見も聞いてみたのでありますが、依
然としてすっきりしないという感じを
持つのは、ただ私一人ではないと思ふの
であります。そこでそういうような問
題を中心にして、通産大臣と農林大臣
に質問してみたいと思ふのであります
が、まず第一にバナナの価格でありま
す。浜相場の価格が、ことしになつて
考へてみても、一月六日ごろには一こ
りが六千五百円程度であつたものが、三
月十日ごろになると七千九百円といふ
ように相当に値上りをしているのだ
であります。もともと輸入の原価はジェ
ット口に対して納入しておいた金千七
百円を加えて五千円見当の原価なの
です。それが輸入業者が輸入をするとい
うことだけで、最近の三月十日ごろの
相場になると七千九百円、二千九百円
という約六割近い差益が出てきてい
る。これは何といつてもきわめて不
然なもので、現在からいへば、普通の輸
入業者の扱いには三%ないし五%の
マージンがあるといふのが常識なん
です。ところがこのバナナの場合にお
いては六割近い差益がそこに生まれて
くるといふところに一つの大きな問題
がある、こういうふうな不自然な姿が生

まれてくるところに私たちは一つの割
り切れない問題を持つておった。言
いかねば輸入業者が特定の国家的恩
恵、外貨をもらうというところによつて
それだけの大きな利益が出ている。勢
いこれを差しはさんで、そこに利権あ
さりじゃありませんけれどもいろいろ
な問題が起つてくる可能性があったわ
けであります。政府はそれなるがゆえ
に今回新しい措置を考えたこういうこ
とが言われると思うのです。今回の措
置では、一応相当高く差益を国家が受
けることになって、最初政府が予定し
ておった一千八百七十四が四千八百
六円というところでありまして、二千
三百円近く政府の方へ差益が納められ
ることになるのでありますけれども、
勢いここにまた今度はそれが原因と
なつて、高く買ったんだから高く売ら
なければもうからないという汁を吸え
ないということになって、血道をあげ
てその方面の利益追求に狂奔するよう
な結果になるのじゃないか、こういう
ことを考えておるのであります。われ
われの立場から言つて、これから消費
者に対して高いバナナが売りつけられ
るといふことになれば、見ようによつ
てはぜいたく品などと言われながら、
国民の現在の常識からいって一種の必
需品に近いものになつていゝるんだか
ら、これ以上値が上げられては困るん
だが、通産大臣は一体この値段の将来
に対してどういう見通しを持つてこう
いう措置をとられたかを聞きたいので
あります。

も何かそういう弊害が起つてくる。で
きるだけその弊害を少くするようにと
いうことで常に努力はしておつて、そ
のためビッドだのいろいろな方法を
とつたり、払い下げの相手方を商社に
したり、商社以外のものを加えるこ
と、いろいろなことを工夫して、でき
るだけ弊害を少くするように努力して
いるわけでありまして。しかしこれをほ
んとなくなつてくるのは自由な競争で
も輸入をさせるということにすれば、
おのずからおさまるところにおさま
る。しかし今のところはまだ——パナ
ナについて自由な輸入しようという考
えも持たぬじやありませんが、今の状
況ではかのもつと重要なものがあるの
ですから、バナナを優先にすることも
いかにかちやうちよとしております
が、いよいよ弊害が激しくなればやむ
を得ないから、何らかの措置をとると
いうことになりまして。今後バナナの
価格がどうなるかということについて、
私個人としては深く研究もいたしてお
りませんが、お話のようにバナナとい
えども高くなることは好ましくありま
せんから、高くならないような措置は
とらせるようにいたしたいと思つてお
ります。

○中崎委員 今大臣が言われましたよ
うに、輸入の数量を非常にしぼつてお
る、国民が実際にしぼられておる以上
に供給がしぼられておるというところ
にこうした問題が起るし、国民にも勢
い高いものを売りつけるということに
なるのであります。そこでもう一歩進
んで台湾との通商貿易協定などの際
において、日本から売りたいものはた
くさんあるはずなんです。そういう類
のものを相互のパートナーみたいなも
のでありますから、さらに努力して、今後
はバナナの数量もある程度よいに買
い入れるようなことを考える余地があ
るのかないのか、その点を一つ聞きた
いのであります。

○石橋國務大臣 台湾の輸出品とい
うと砂糖がバナナということでありま
すから、自然バナナをよけい入れてやれ
ば日本の品物も何かしら向うへ行くこ
う勘定になりましよう。従つてこれ
はお話のようにバナナをある程度ふや
して、そのかわり日本の輸出品を出
す、こういう考え方は考へ得るわけ
でございます。これをも考慮しておきま
す。ただしどうも物がバナナというだ
けに困るのです。バナナをそうたくさ
ん入れてよいのかということも議論に
なるだらうと思ひます。でありますか
ら、その辺が少しくちやうちよます
ところでありまして、しかし輸出の見
返りとしてのバナナを入れるというこ
とについては、今までも相当やつてお
りました、今後ともそのつもりでやり
たいと思つております。

○中崎委員 たえば自転車のごとき
なども国内でははんらんして、自転車業者
なども相当に行き詰まつておるような
実情であります。こうしたあり余つて
おるこういう国の産業、そうしたもの
を保護し、同時に国の経済全体を振興
する上においても、今必要な面はた
くさんある。だからバナナというて、た
だバナナだけを切り離して考えれば問
題でありますけれども、一方において
はそれに見返りになるような利益とい
うものがあるということも考えられる
のであるから、そういうものとにらみ
合せてみて、国内においてあり余つ
ておるものというか、そういうものを中
心にさらに努力を払うという余地があ
るのかないのか、そこを一つお聞き
したい。

○石橋國務大臣 その余地はございま
す。ですから十分考へようと思ひませ
す。ただ自転車にしても、そうしなけ
れば努力が遊んでしまふのだから、自
転車を作らせて、バナナでも、入れな
いよりはよいだらうということにはな
るのであります。もう少し気のきいた
ものが入れればよいが、こつちから自
転車を出して、そのかわりバナナが入
てくるのかというやうな御非難のない
ようにしたい。こう思ひます。しかしバ
ナナを入れなければ自転車工業がだめ
になつて、それに従事する人たちが遊
んでしまふということでは、これはバ
ナナでも入れて自転車をやつた方がよ
いでしやう、十分考慮いたします。

○中崎委員 昭和二十九年度における
台湾からのバナナの輸入の実績は三百
五十万ドル、三十年におきましては
四百五十万ドルが予定されておる、
従つてこれは日本と台湾との間の協定
の中に織り込まれておると思うのであ
ります。ところが今回入札になつたの
は二百二十五万ドルで、その半額であ
ります。そうしますと、残りの予定さ
れた二百二十五万ドルというものは一
体どういふことになるのか、お聞きし
たい。

○石橋國務大臣 こまかいことはよく
存じませんが、三十一年度の割当は台
湾との貿易交渉が締結いたしましたら
できるだけ早く割当をして入れよう、
こう考へております。

○中崎委員 そうしますと日本と台湾
との協定の中に、四百五十万ドルとい
うことが予定されておる。ところが今
の状況から見ると、二百二十五万ドル
しか今回入札にならなかつたのであり
ますから、現在まだ二百二十五万ドル
というものがあつたが、今年度内
においては輸入はやらないというこ
とになるのであります。どうか、お尋
ねいたします。

○石橋國務大臣 それは時期がおくれ
ましたので、本年度内はやらないつも
りであります。三十一年度の貿易にい
たしたいと考へております。

○中崎委員 そうしますと、日本と台
湾との協定に基いて四百五十万ドルと
いうものが約束されたのかかわら
ず、これは主として日本国内の事情と
思ふのであります。二百二十五万ド
ルしか実行できない。約束違反が二百
二十五万ドルということになるのだ
が、一体これは台湾との関係において
どうなるのか、言いかえると、台湾は
それでもないというのか、日本は信義
を裏切るというやうなことを言わぬの
か、そのところをお聞きしたい。

○石橋國務大臣 実は台湾の方で日本
の品物の買付が非常におくれてい
るのです。ですからお話のように、三十
年度分として新しくやりませんでも契約
違反になりません。実は向うの方が
買つてくれないのです。ですからさ
きのお話のように、向うがどんどん日
本品を買つてくれるということになれ
ばまた考慮の余地があるのであります
が、今まではそうではありませんで
した。そういうことからおくれ参りま
した。

○中崎委員 そういたしますと、その
ほかの問題はしばらくおいて、バナナ
に関する限りにおいては、結局今後
においても向うが買わなければそれだけ

の輸入はできない、言いかえれば、来年度かりに四百万ドルという見込みが立つのか、五百万ドルという見込みが立つのか知りませんが、いづれにしても今度は向うがそれに見合うような品物を買わなければ、たとえ一つでも買わなければ一つもバナナが入らないというふうなことになるのかどうか、今後はやはりそういう政策になるのかどうかをお聞きしたい。

○石橋國務大臣 今の一つも買わなければという極端な場合も起りますまいが、さきから申し上げるように、相手の品物がバナナですから、これが石炭でありますとか、あるいは砂糖でありますとかいうことになれば、向うが買わぬでも日本の必要上どうしてもその物は輸入しなければならぬということも起りますけれども、どうも向うが貿易の協約を履行しておらないで、日本品をとってくれないのに、こっちはバナナだけを特にとるという手もないだろうと思って、今までちゅうちょしておったわけであります。

○中崎委員 それでは、今みたいに向うがこっちから買ってくれぬものが少くなければ非常に不安定だ、言いかえればなかなか予定も立たぬ、計画も立たぬ、今後ともそうだとするに、いいのであります。相手もあることなんであります。依然として今みたいな行き当りばつたりの方針をとっていかれるのかどうかをお聞きしたい。

○石橋國務大臣 台湾としてはやはりバナナを輸出しないと困るのでありますから、従って、お話のように日本の品物を極端に買わないということとはな

い。三十年度においてはいろいろな都合で時期が半年ばかりずれたというところでこういうことになったのですが、三十一年度の交渉においては十分その点をばりきりさせて、バナナも一定の数量は入るようにし、もしまた日本の品物を十分買ってくれぬならば、バナナの数量の増ということも十分考慮していいと考えております。

○中崎委員 これは日本と台湾との協定の基本にさかのぼって触れる問題であります。台湾ではほんとうになくしてはならぬものを日本から買わせる、従いまして、向うにはそう何もかもあるわけではないし、今大臣が言われるように砂糖かバナナかという程度しか主たるものがないようでありまして、そういうことになれば、勢いバナナも一定の計画に基いてやれる、すなわちこういう利権あさりみたいなことが比較的少なくなって、ある意味においては安定するといふふうにも考えられるのであります。協定の基本の問題について、今までみたいな不安定な方法でなしに、大体これは確実に年度内を通していけるのだというふうな見通しの上の協定が何らかできないものかどうかをお聞きしたい。

〔小平(忠)委員長代理退席、委員長着席〕

○石橋國務大臣 さきから申し上げますように、商品がバナナであるだけにちよつと取り扱いにくいのであります。しかしこちからいえば、たとえば、青森のリンゴを輸出する、それを向うでとってくれればバナナをとうとうというふうな話も今まではしばしば起つたのです。しかし向うがいろいろな都合でリンゴでは困るというふうなこと

でありましたので、砂糖とか米とかいう基本物資については日本としてもできるだけ譲歩して交渉がやれるのであります。ただ、バナナとの交換となると、こちらとしても、雑貨とかあるいはリンゴでありまして、きょううなものをするだけ輸出したいのであります。つまりそういうことから交渉しております。しかし、三十一年度においては四百五十万ドルのものは何とかなる見込みだそうでありまして、それから、そういう方針で、バナナについてもできるだけ安定するような方法で協定を進めたいと思ひます。

○中崎委員 昭和二十九年年度における価格差益はジェトロを通じて入っているようでありまして、この金額はどういう法的根拠に基いて取り上げられていのかをお聞きしたいと思ひます。

○通商政府委員 お答え申し上げます。法的根拠というものは、三十年度のものと同じく別にございせん。ただ行政指導といたしましては、特定の方に反射的利益が帰属するというよりは、これを公共の目的に使う方が是であるといふことから、一応便宜上ジェトロに基金を一括割り当てまして、それをジェトロの振興資金なりあるいは機械の輸出の振興資金なりというものに使つたわけでありまして、

○中崎委員 一かごの輸入差益として千七百円ずつ輸入業者に出させているようでありまして、これを出さない人はもちろん輸入は許されなかつたわけですが、だれでもかれでも、おれはもう出さない、しかし輸入したいのだというような場合において、認められていのかどうかをお聞きしたいのであります。

○通商政府委員 申し上げます。外貨は一応ジェトロに一括して割り当てまして、その実務をそれぞれの輸入業者に委託したわけでありまして、それで、割り当てました外貨に基きましてジェトロが委託するという際に、千七百円というものを納めていただくという条件にいつも委託した、こういう格好になります。

○中崎委員 大体この程度にいたしました。結局今回入札になりました平均四千八百八十六円の差益も、今までと同じ根拠の上に立つて行政指導でおやりになっているということに解釈していいのであります。

○通商政府委員 その通りでございます。

○中崎委員 この点については、いろいろ法的な問題等もあると思ひますが、いまして、ことに大蔵省とも相談してその金の処置なんかを講じておるといふことであります。この点大蔵省自身がかういふふうなことにタッチしていいのかどうかはまた問題だと思ひますが、まあその点も一応この程度にしておきたいと思ひます。いづれにしても、バナナの輸入業者間のあつれきがどうあるとか、あるいは全産連がどういう策動をしてどうしたというふうな問題よりも、バナナといえども、たとえば先ほど言うように、榮産備からいへばのくだものにくらべても決して劣っていないし、嗜好からいっても国民に相当珍重されているものに違いないのだから、そういう類のものを今後あまり値を高きさせて、そして一部の業者を不当にもうけさせる、いわゆる独占の価格に近いよ

うな価格においてもうけさせる、それで国民に迷惑をかけるということとは好ましくないと思ひます。でありまして、大臣は市場のことについてはあまり考慮を払っていないといふふうなことを言われておるのであります。これなども、私は非常に大きな責任を持って、それでいいのかどうかということをお聞きしたいのであります。いづれにしても、もう少し熱心にやってもいい。食糧に関するものは農林大臣がやるというのではなしに、少くともそのもとを握っておるところの窓口である、通産大臣の外貨の為替の問題、輸入をどういふふうな許可するかという問題に直接関係のある問題でありますから、そこで特別にお聞きしておきたいのであります。去年は三百五十万ドル、今年は二百二十五万ドルで押えたといふところから今みたように市場相場が非常に上つておる原因がある、こういうふうなことになるのであります。が、年度内はやむを得ないとしても、三十一年度においてこの外貨予算を組む際においてもこれを取り扱われるでありません。これを待つまでもなく、これ以上この市場の価格をつり上げさせないような措置を講ずるといふ為替の操作といひます。か、外貨の割当、適当な時期において輸入ができるような態勢を作る上において、それだけの配慮を払われる用意があるか、また努力されるか、決意を持たれるか、それをお聞きしたいのであります。

○石橋國務大臣 食料品は農林省の所管だからというふうな考えは一向持つておりません。これはやはり大切な問題でありますから、通産省としても十

うな価格においてもうけさせる、それで国民に迷惑をかけるということとは好ましくないと思ひます。でありまして、大臣は市場のことについてはあまり考慮を払っていないといふふうなことを言われておるのであります。これなども、私は非常に大きな責任を持って、それでいいのかどうかということをお聞きしたいのであります。いづれにしても、もう少し熱心にやってもいい。食糧に関するものは農林大臣がやるというのではなしに、少くともそのもとを握っておるところの窓口である、通産大臣の外貨の為替の問題、輸入をどういふふうな許可するかという問題に直接関係のある問題でありますから、そこで特別にお聞きしておきたいのであります。去年は三百五十万ドル、今年は二百二十五万ドルで押えたといふところから今みたように市場相場が非常に上つておる原因がある、こういうふうなことになるのであります。が、年度内はやむを得ないとしても、三十一年度においてこの外貨予算を組む際においてもこれを取り扱われるでありません。これを待つまでもなく、これ以上この市場の価格をつり上げさせないような措置を講ずるといふ為替の操作といひます。か、外貨の割当、適当な時期において輸入ができるような態勢を作る上において、それだけの配慮を払われる用意があるか、また努力されるか、決意を持たれるか、それをお聞きしたいのであります。

分研究をし、努力をしておるわけでありす。

それからバナナについては、先ほどからいろいろ申し上げましたが、むろんバナナといえども価格がむやみに高くなるということは好ましくありません。いろいろの影響がございまして、から、バナナもこの上値段が不当に高くなるようなことのないように、輸入について十分考慮する。一体に輸入は大体各方面ともできるだけたっぷり入れるという方向でいきたい、こう考えております。

○中崎委員 今回の入札の結果、予想外に高いところで落札をすることになったわけでありまして、同時に従前の実績業者が全部締め出しを食った、そうして新しい人が全部これに入り込んでいったということに対して、一面そうした業界における混乱を来たしておるといふ実情を見たときに、今回の措置は見通しを誤ったといひますか、適当でなかったといふことは、政府の説明でも言われておるのであります。従いましてこの次の機会においては、同じ轍を踏まないようにするといふことを言われておるのであります。

が、一体この次にはどういふ方方法によつて過去のあやまちを是正されようとするのか。これは責任追及の問題もあるでしょうが、一応そこまでは触れないとしても、今後において一体どういふ方法でこうした混乱を来さないように処置するのか、大臣の考え方を一つ聞いておきたい。

○石橋國務大臣 今回の処置も結果から見ればいろいろ御批判があるように、それは全部完全であるとは申されないのであります。しかしあれをやりますときには、あれが最も適当と考えたわけでありす。今申すようにたくさん窓の窓口を作つて多くの人に均等にさせるということも必要なのであります。適当と考えてやりました。従つてビッドにするときにも、今度の輸入というものは今後の実績には認めない。ですから今後やりますときには、今度の輸入によつて輸入した人たちのその輸入というものは実績と認めないといふことで、白紙のもとに新しく今後の方針を立てるわけでありまして、なお一つ十分研究いたしまして今後のバナナの輸入についてはいろいろの御批判がないような方法を講じたいと考えております。

○中崎委員 今の大臣の答弁によると、ああいふふうにするのを当初適当だと認めたといふわけですが、結果においては適当でなかったといふことははっきり私は申し上げたい。まず第一に、従前の輸入実績業者と全芭連側との間の裏面における話し合いを政府の方で懲罰された、最後まで努力されたと言ふが、これがよいか悪いか、談合の形になるのかならないのかといふことは別として、努力されたといふことは、ああいふふうな形にならないことを望んだといふふうな解釈してよいと思ふのであります。その点はいかがですか。

○石橋國務大臣 それはそうでありまして、これを入札にする結果、過当な競争を起し、それが市場に波乱を生じ、また価格に影響するといふことは好ましくありませんから、そこでなるべくバナナの市場の安定をはかるようにいたしたい、こういうことではない、ろの行政的の指導もやったのですが、それが結果においてついに入札にせざるを得ないといふことになった次第であります。今後は今度の経験にかんがみまして、どういふ処置をとるのがよいのか、とにかくさつきから申すように、輸入数量をある程度しぼつていきますと、どうしても片方をやれば、それから除外される人の方から不当であると言ふし、いろいろさういふところから議論が絶えないのであります。その中においてもわれわれとしてはできるだけ公平な処置をして、市場に無益な混乱を起さないような方法を考えたいと思つております。

○中崎委員 現に八百三十名程度の人が入札に携わつておるのであります。しかもそれは市区町村長の証明のある者が全部であった。これが実際に不適当であつたがために少数の人間によつて独占してやるといふ結果になつて、何をやるたのかわけがわからないやうな、ただ混乱を招いたといふことになり、いたずらに無用な煩瑣な手続をやつたにすぎなかつた、こういう結果にもなつておるのであります。この点御反省になつておることについては、これ以上追及しないことにしたいと思ふのであります。

そこで、中央市場の業務規程を農林大臣が示唆してそうしてやらせたといふことも言つておりましたが、ほんとうを言へば、今中央卸売市場法の改正の前においてわざわざあれまで改正してやらなければならなかつたかどうかは私は問題だと思ひます。といふのは現に全芭連そのものが一つの連合体として適当かどうか、独禁法に触れないかどうかといふやうな問題もあると思ひますが、現にやらしておるその方法

がもし認め得られるといふことならば、やはりさういふ方法によつてやれば、何もことさら無理をしたといふふうな印象も与えた中央市場の業務規程の改正までわざわざやらぬでもよかつたのではないかとさういふやうな気もするのですが、この点大臣はどういふふうにお考えになつておりますか。

○石橋國務大臣 市場外から取引員が買うことができることにしたことは、さういふわけでもさういふことをしたのですか、全然その当時知らないことではあります。しかしわれわれは全芭連という組合を認めたわけではないのです。つまり全芭連の加工業者——輸入業者ばかりでなしに加工業者にも参加させてもらいたいといふ要求がかねがね強かつた。これも一つの理屈がないとは言へないのであります。バナナを取り扱つておるのでありますから、例のメーカー割当てと商社割当ての論争と同じやうに、これは論争すれば切りがないのであります。しかしながらたつてこのバナナの取扱ひ業者が輸入に参加させてもらいたい。そしてわれわれの方としては加工業者だからといふわけではないが、とにかくバナナを取り扱う経験があつて輸入をしたる者には公平にやらせようといふこととで、いわゆる全芭連なるもののメンバーが入つてきたわけでありす。その結果がいろいろの波乱が生じたことはまことに遺憾であります。これは実は私としては予期せざる波乱であつたわけでありす。

○中崎委員 いろいろ問題はあるようですが、次に重ねて聞いておきたいのですが、今回のほとんど独占的に一方的に扱うようになったあれについて

は、今後の実績とは認めないとのことでありす。さうすると、さらにA制にするかといふやうな考えまでは割り切れないと思ふ。そこで具体的に、量の多小の幅はあると思ふ、依然として少いに變りはないと思ふのであります。さういふ状態下におきまして、輸入の今後の扱いを、かりにこれが法律化した場合において、一体どういふやうな方法でおやりにならうとするのか、従前の轍を繰り返さないといふのだから、さうすると、何らかここに具体的におよそさういふ方法でいきたい、さういふことを考へてゐるんだといふやうな何ものかがなくちゃならぬと思ふのであります。それを一つお聞きしたい。

○石橋國務大臣 ただいままだ具体的にさういふ方法といふことに決定をいたしておりません。法案が通りましてらその上で今までの経験も十分顧みまして、万遺漏なきを期したいと考へておるわけでありまして、現在だれにどうやるかといふやうな具体的なことはまだ決定してありません。

○中崎委員 十二時で一応打ち切つてくれといふことであります。それから今日はこれで終りますが、いづれ継続してまたやりま。

○神田委員長 本日はこの程度にとどめ、次会は明十六日午前十時より開会することにし、これにて散会いたします。

午後零時五分散会

昭和三十一年三月十七日印刷

昭和三十一年三月十九日發行

衆議院事務局

印刷者 大藏省印刷局